



平成27年5月18日

各 位

会 社 名 中部証券金融株式会社
代表者名 取締役社長 湯 本 崇 雄
 (コード番号 8513 名証2部)
問 合 せ 先 専務取締役 村 瀬 洋
 T E L (0 5 2) 2 5 1 - 1 3 0 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第82期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の公告方法を、周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 株式併合(5株を1株に併合)による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数を減少させると同時に、将来、機動的な資本政策を行うことが可能となるよう発行可能株式総数を400万株から160万株に変更するものであります。(変更案第6条)
- (3) 名古屋証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、名古屋証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第8条)
- (4) 株主総会の招集手続きの効率化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示についての定めを新設するものであります。(変更案第15条)

- (5) 経営力及びコーポレートガバナンスの一層の強化と充実を図るため、取締役の役職に取締役会長を追加するものであります。(変更案第24条)
- (6) 平成26年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」が公布され、同法の施行日(平成27年5月1日)以降においては、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため定款の一部を変更するものであります。(変更案第28条、第38条)
- なお、定款第28条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (7) 表現及び条数の変更を行うものであります。(変更案第21条、第34条他)
- (8) 定款第6条及び第8条に係る変更は、平成27年6月23日開催予定の第82期定時株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けるものであります。なお、本附則は、当該変更の効力が発生した日の翌日をもって、削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程 (予 定)

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月23日
定款変更の効力発生日	平成27年6月23日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>中部経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4百万株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日の2日前に通知を發するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>160万</u>株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日の2日前<u>までに</u>通知を發するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

第21条第22条（条文省略）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条～第26条（条文省略）

第27条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第28条～第32条（条文省略）

第33条 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の2日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条～第36条（条文省略）

第37条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第38条～第39条（条文省略）

第22条～第23条（現行どおり）

第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条～第27条（現行どおり）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第29条～第33条（現行どおり）

第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。

2.（現行どおり）

第35条～第37条（現行どおり）

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第39条～第40条（現行どおり）

(新 設)

附 則

第6条及び第8条の変更は、平成27年10月1日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力が発生した日の翌日をもって、削除するものとする。

以 上